

# 学生を主人公にした大学づくりに向けて part2

～平成20年4月をめどに都留文科大学の法人化を進めています～

国立大学は法律で平成16年4月から一斉に独立行政法人化されており、毎年予算の減額が行われています。これは「法人化する、しない」にかかわらず公立大学においても予測されることです。市では法人化に向けて平成15年から検討を開始し、大学が地域や時代の新たな要請に応え、教育研究活動を推進し、発展し続けられる体制づくりを考えてきました。

## 地方独立行政法人法とは…

地方独立行政法人法(平成16年4月1日施行)では、公立大学、水道事業などの地方公営企業や社会福祉事業などの地方公共団体が直接行っている事業について、地方公共団体が別の法人を設立し、当該事業を担わせる事により、業務運営の効率化や質の向上を図り、透明性の高い行政サービスを提供することを目指しています。

法人化されると、

- ①市(設立団体)が公立大学法人(法人)を設立します。
- ②公立大学法人が都留文科大学を設置及び管理します。



## 法人化のメリットは…

- 経営に精通した学外者の参画による「民間的発想」のマネジメントの導入により経営が安定し、組織が活性化します。
- 教員は今まで以上に教学・研究に専念でき、学生との交流機会が増え、学生の学ぶ意欲が向上します。
- 業績評価による適切な処遇の工夫ができ、やる気のある教職員の士気が高まり、大学の持つ可能性を高めることができます。
- 理事長のリーダーシップの下、責任の所在が明確となり、迅速で柔軟な意思決定ができ、効率的な対応が可能となります。
- 大きな変革の時代に備え「教学」と「経営」のバランスを図ることができます。
- 使途を限定しない交付金(運営費交付金)の制度により、状況に見合った柔軟な予算編成ができます。
- 外部の第三者機関が法人の業務を評価し、改善に結びつけることができます。

※76の公立大学のうち、平成19年4月時点で、すでに33の公立大学法人が誕生しています。

一般的な公立大学法人の体制(概略)

